

事務連絡
平成16年3月24日

各都道府県交通担当部長 殿

都道府県
指定都市
中核市

障害保健福祉・高齢者保健福祉担当部（局）長 殿

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿
各都道府県特定非営利法人担当部長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長
厚生労働省交通省自動車交通局振興旅客課長

福祉有償運送等に係る運営協議会の設置等について

標記については、昨年4月より構造改革特区制度において実施されてきてきたが、平成16年3月16日付け国土交通省自動車交通局長通達によりNPO等の特定非営利団体の自家用自動車による有償運送が全国において一定の手続、要件のもとに道路運送法第80条第1項に基づき許可されることになりました。（別紙参照）その手続については、市町村もしくは都道府県が運営協議会を設置し、当該協議会において協議を行った後に運輸支局等に対し許可申請を行うことができることとなります。

つきましては、各地域においてNPO等が自家用自動車による有償運送を行うためには、運営協議会の設立、協議が円滑に行われる必要がありますが、地域の実情に応じ一定の要領を踏まえ、各都道府県において実施協会の設置の単位となるNPO等団体との相対的な関係、市町村やNPO等団体の格付けの相違をお互いにかみあわせ、周知のうえ、必要に応じて協議を進めたいと思います。

なお、福祉輸送について、セダン型等の一般車両を用いて実施する場合には運営協議会が必要と先ず内閣府に対し、構造改革特別区域の申請を行い認定を受けることと、設置に先ずありませう。（特区の認定単位と運営協議会の設置単位が異なることとは、差支えありません。例えば特区認定は県で、運営協議会は市町村または複数市町村で、必要と認められている場合、この件について、運輸支局等からの連絡先となる窓口を決めていただきます。4月1日以降に下記にご連絡下さいようお願い申し上げます。

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省自動車交通局旅客課

新輸送サービス対策室

TEL 03-5253-8568（直通）

担当 因 泥

介護輸送等に係る運営協議会設置に関するアンケート

自治体名	県	市・郡・区	町・村
担当課・係	部・局	課	係
連絡先	TEL	FAX	
E-mail			

I. 貴市(区町村)内の福祉・過疎地運送の実態

1. 福祉運送又は過疎地運送を行っている団体等の数を把握しておられますか。
道路運送法に基づき運送許可を取得せずに移送を行っている団体等の数をお教えください。

(介護指定等の有無を問わない。)

社会福祉協議会	者	医療法人	者	NPO法人	者
社会福祉法人(社協以外)	者	介護事業所	者	他()	者

2. 貴市(区町村)内に 移動制約者 は何名おられますか。

要介護者	名	身体障害のうち	名	内部障害のうち	名
要支援者のうち	名	精神障害のうち	名	他()	名
肢体不自由者	名	知的障害のうち	名	交通空白地域	名

3. 貴市(区町村)内に指定訪問介護事業所等(介護保険制度及び支援費制度)は何箇所ありますか。
(基準該当を含む。)

・介護保険制度〔 箇所〕	うち非営利法人〔 箇所〕
・支援費制度〔 箇所〕	うち非営利法人〔 箇所〕
・上記指定事業所のうち、公的訪問介護サービスに係る移送について、を外部委託等により行っており、自らは行っていないもの〔 箇所〕	

II. 運営協議会の設置意向

1. 「有」「有」 2. 「無」 3. 「既に設置済み」

1. 「有」と回答の場合、以下に予定等をご記入ください。

運営協議会の主宰者	
想定している構成員(想定している構成員にチェックしてください。)	
☐ 公共交通に関する学識経験者	☐ ボランティア団体
☐ 有償運送の利用者代表	☐ NPO団体
☐ 関係する地域の住民代表	☐ 介護事業者
☐ 他()	
有償運送許可申請までのスケジュール(1.~4.の流れで協議会開催予定を記入してください。)	
○ <u>第一回運営協議会開催予定</u> 年 月	
1. 福祉有償運送の必要性把握	年 月 3. 協議会メンバーの選定・依頼 年 月
2. 設置単位の決定	年 月 4. 運送主体への周知・誘導 年 月

2. 「無」と回答の場合、その理由

- a. NPO 等による福祉運送・過疎地運送の実態がないため
- b. 運送実態が複数市区町村に及んでいる、市町村合併を予定している等協議会設置にあたって、周辺市町村との調整が必要なため
- c. NPO 等が協議会の設置を求めてこないため
- d. メンバー選定等協議会設置の方法がよくわからないため
- e. その他又は意見等

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）及び交通機関空白の過疎地における有償運送（以下「過疎地有償運送」という。）の可能性については、平成15年4月1日から構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）による構造改革特別区域における措置として実施してきたところであるが、今般、「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について」（平成15年9月19日閣議報告）及び「構造改革特別区の第4次提案に対する政府の対応方針」（平成16年2月20日構造改革特別区域推進本部決定）において、必要に応じて構造改革特別区域での特例措置の内容を見直した上で、全国的に実施するとともに、新たに、構造改革特別区域における措置として、福祉有償運送についてセダン型等の一般の車両の使用を認めることとされたところである。

このため、福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項による許可の取扱いについて下記のとおり定めることとするので、各地方運輸局（沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下同じ。）においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて別添1のとおり通知するとともに、各都道府県交通担当部長あてに別添2のとおり参考までに通知しているので、了知されたい。

記

1. 許可手続

地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によつては移動制約者又は住民等に係る十分な輸送サービスが確保できないと認めるとともに、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。）等による、

福祉有償運送又は過疎地有償運送の実施管理のため当該地方公共団体を含む関係者による運営協議会を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えた場合において、NPO等から道路運送法第80条第1項の規定に基づく申請があったときは、運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長。以下同じ。）は、運営協議の場における協議を経て、2. 以下に掲げる要件を満たしている場合には、速やかに当該条件を付して許可をするものとする。許可に当たっては原則として2年間の期限を付すものとする。

また、許可後において、自家用自動車有償運送許可申請書に記載された事項及び3.

(4) ③に掲げる事項に変更が生じた場合には、地方公共団体の長及び運輸支局長に遅滞なく報告するものとする。

2. 必要性

地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては移動制約者又は住民等に係る十分な輸送サービスが確保できないと認めることを要するものとする。

この場合において、地方公共団体の区域における交通の状況や運営協議の場における意見のほか、福祉有償運送にあっては要介護者、身体障害者その他の移動制約者の状況等を、また過疎地有償運送にあっては、交通機関空白の状況、住民による輸送ニーズ等をそれぞれ踏まえ、合理的な理由を示して判断が行われることが必要である。

その際、検討に当たり具体的に検討すべき点を例示するとおおむね以下のとおりである。

①福祉有償運送

- ・当該地方公共団体の区域において輸送の対象となる移動制約者の数
- ・当該地方公共団体の区域におけるタクシーによる輸送の状況
- ・当該地方公共団体の区域におけるボランティア輸送の状況 等

②過疎地有償運送

- ・当該地方公共団体の区域において輸送の対象となる住民の数
- ・当該地方公共団体の区域における公共交通機関による輸送の状況
- ・当該地方公共団体の区域におけるボランティア輸送の状況 等

3. 運営協議会

(1) 目的

運営協議会は、福祉有償運送又は過疎地有償運送の必要性並びにこれらを行う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため、設置するものとする。

(2) 主宰者

運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする。この場合において、一の市区町村が主宰することを基本とするが、必要に応じ、交通圏、経済圏等を勘案

して複数の市区町村が共同で主宰し、又は都道府県が主宰することができるものとする。

また、地域における先進的な取り組みを行う場合その他必要と認められる場合には、地方運輸局又は運輸支局（兵庫県にあっては神戸運輸監理部、沖縄県にあっては陸運事務所。以下同じ。）が地方公共団体と共同で主宰することができるものとする。

(3) 構成員

運営協議会の構成員は、当該地方公共団体の長又はその指名する職員を含む関係者であることを基本として主宰者が定めるものとする。

なお、標準的なものとして想定される関係者を例示すると、おおむね以下のとおりである。

- ・関係する地方公共団体の長又はその指名する職員
- ・地方運輸局長若しくは運輸支局長又はその指名する職員
- ・公共交通に関する学識経験者
- ・想定される有償運送の利用者の代表
- ・関係する地域の住民の代表
- ・関係する地域のボランティア団体
- ・バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表 等

また、運送主体となるNPO等については、必要に応じて適宜説明を求めることができるものとする。

(4) 運営方法等

地方公共団体は、運営協議会の開催に先立って、以下の資料を作成するとともに、十分な時間的余裕をもってあらかじめ参加者に送付するものとする。あわせて、更新の申請に先立って行われる場合には、輸送活動における利用者からの苦情、事故等の状況について運営協議の場に報告するものとする。

- ① 当該地方公共団体の区域における交通の状況及び福祉有償運送にあっては要介護認定を受けている者、身体障害者その他の移動制約者の状況、過疎地有償運送にあっては交通機関空白の状況及び住民の輸送ニーズの状況
- ② 許可を受けようとするNPO等が作成した自家用自動車有償運送許可申請書の案及び地方公共団体の長からの具体的な協力依頼を示す書面
- ③ 許可を受けようとするNPO等が行おうとする自家用自動車有償運送に関し次に掲げる事項について具体的に記した資料
 - ・使用する車両の自動車登録番号及び運転者並びに福祉有償運送にあっては移動制約者に対応した設備又は装置の種別
 - ・普通第二種免許により行いたい場合における十分な能力及び経験に係る事項
 - ・損害賠償措置
 - ・会員数及び運送の対価の額
 - ・運行管理体制及び指揮命令系統
 - ・事故防止についての教育及び指導体制

- ・事故時の処理及び責任体制（地方公共団体におけるものを含む。）
- ・使用する車両についての整備管理体制
- ・利用者からの苦情処理に関する体制（地方公共団体におけるものを含む。）
- ④ その他運営協議の場において主宰者が必要と認める資料

構成員による協議が整わない場合においては、主宰者及び主宰者があらかじめ構成員の中から指名した者が協議して決定するところによるものとする。

4. 運送の条件 (1) 運送主体

当該輸送の確保について地方公共団体の長から具体的な協力依頼を受けた、営利を目的としない法人又は地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織であり、福祉有償運送又は過疎地有償運送を行うことが法人の目的の範囲外の行為に当たるものでないことを要するものとする。

なお、NPOのほか、営利を目的としない法人として想定されるものを例示すると、おおむね以下のとおりである。

- ・社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号））
- ・商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号））
- ・商工会（商工会法（昭和35年法律第89号））
- ・医療法人（医療法（昭和23年法律第205号））
- ・公益法人（民法（明治29年法律第89号））等

地方公共団体の長からの具体的な協力依頼については、依頼の相手方となる法人名、依頼の対象となる有償運送行為を示した書面により行うものとする。

(2) 運送の対象

①福祉有償運送の対象

福祉有償運送の対象となる旅客は、会員として登録された以下に掲げる者及びその付添人とする。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

②過疎地有償運送の対象

過疎地有償運送の対象となる旅客は、会員として登録された以下に掲げる者及びその同伴者とする。

- ・当該地方公共団体の区域内に住所を有する者及びその親族
- ・当該地方公共団体の区域内に存する官公庁、病院その他の公共的施設の利用者

・その他当該地方公共団体の区域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者

③運送の形態等

運送の発地又は着地のいずれかが当該地方公共団体の区域内にあることを要するものとする。運送主体においては、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者・住民等であることの事実その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

(3) 使用車両

①福祉有償運送の使用車両

福祉有償運送にあつては、車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車であることを要するものとする。

②使用権原

使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを要するものとする。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要するものとする。

- ・運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明らかに表示されていること。

③車両の表示等

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨を表示することを要するものとする。(別記参照)

運送主体においては、使用する自動車の型式、自動車登録番号及び初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

(4) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とする。これによりがたい場合には、当該地域における交通の状況等を考慮して、十分な能力及び経験を有していることを要するものとする。

この場合において、「当該地域における交通の状況等を考慮して、十分な能力及び経験を有している」かどうかの判断に当たっては、運営協議の場における意見等を踏まえ、合理的な理由を示して判断が行われることが必要である。

その際、検討に当たり具体的に検討すべき点を例示するとおおむね次のとおりであ

る。

- ・申請日前一定期間運転免許停止処分を受けていないこと
- ・都道府県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・福祉有償運送にあつては、上記のほか、
 - 一社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者
 - 一移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者
 - 一その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること等

また、運送主体においては、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種類、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理するものとする。

(5) 損害賠償措置

運送に使用する車両全について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があること。

(6) 運送の対価

運送の対価については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性等を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定されるものであることを要するものとする。

この場合において、「営利に至らない範囲」については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額（輸送の実態を踏まえ時間制によるものを含む。）のおおむね2分の1を目安に、地域の特性等を勘案しつつ定めるものとする。

(7) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていることを要するものとする。

この場合において、上記に適合しているかどうかの判断に当たっては、運営協議の場における意見等を踏まえ、合理的な理由を示して判断が行われることが必要である。

その際、検討に当たり具体的に検討すべき点を例示するとおおむね次のとおりである。

- ・運送主体において、運行管理に係る責任者が選任されており組織体制が整っていること、点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が明確にされていること。
- ・特に、運転者が自家用自動車を提供し運転者の自宅から利用者の自宅等へ直接出向く場合にあつては、電話等により運行管理に関する事項について指示、伝達、報告

が確実に実施できる体制が整っていること

- ・運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること。
- ・運送主体において、事故防止、安全確保について必要な研修等を行う計画があること。
- ・地方公共団体、運送主体の双方において、事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応に係る責任者が明確であること。
- ・地方公共団体、運送主体の双方において、利用者からの苦情に対し適切に記録、対応する体制となっており、対応に係る責任者が明確であること。
- ・地方公共団体、運送主体の双方において、その他有償運送の条件が常時確保されているかどうかについての管理体制が整っており、責任者が明確であること。

(8) 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。

附則

1. 本通知による取扱いは、平成16年3月31日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

2. 平成16年3月31日に現に「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付け国自旅第231号)又は「構造改革特別区域法に係る交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付け国自旅第232号)による道路運送法第80条第1項の許可を受けている者は、同日において本通知による道路運送法第80条第1項の許可を受けたものとみなすこととする。

3. 「構造改革特区の第4次提案に対する政府の対応方針」表1N。1216の「NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大」について、地方公共団体が構造改革特別区域法第4条の規定による構造改革特別区域計画の認定(第6条の規定による変更の認定を含む。)を受けた場合においては、4.(3)①にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができるものとする。

4. 「構造改革特別区域法に係るNPOによるボランティア輸送としての有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付け国自旅第231号)及び「構造改革特別区域法に係る交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業における道路運送法第80条第1項による申請に対する取扱いについて」(平成15年3月18日付け国自旅第232号)は、廃止する。

(別記)

外部から見やすいように使用車両の車体の側面にボランディア輸送に係る有償運送に用いる車両である旨の表示事項及び方法は次のとおりとする。

1. 氏名、名称又は記号
2. 「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
3. 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

地方運輸局・運輸支局等担当窓口

※ 申請手続き、各種問い合わせに関しては運輸支局・事務所をお願いします。

運輸局	運輸支局担当窓口	電話番号
北海道運輸局 自動車交通部 旅客第二課		(011) 290-2742
札幌運輸支局 輸送課		(011) 731-7167
函館運輸支局 輸送課		(0138) 49-5700
旭川運輸支局 輸送課		(0166) 51-5272
室蘭運輸支局 輸送課		(0143) 44-4026
釧路運輸支局 輸送課		(0154) 51-2521
帯広運輸支局 企画輸送課		(0155) 33-3281
北見運輸支局 企画輸送課		(0157) 24-7631

東北運輸局 自動車交通部 旅客第二課	(022) 791-7530
青森運輸支局 輸送課	(017) 739-1502
岩手運輸支局 輸送課	(019) 638-2155
宮城運輸支局 輸送課	(022) 235-2515
秋田運輸支局 企画輸送課	(018) 863-5813
山形運輸支局 企画輸送課	(023) 686-4712
福島運輸支局 輸送課	(024) 546-0343

関東運輸局 自動車交通部 旅客第二課	(045) 211-7246
茨城運輸支局 輸送課	(029) 247-5244
栃木運輸支局 企画輸送課	(028) 658-7011
群馬運輸支局 企画輸送課	(027) 263-4440
埼玉運輸支局 輸送課	(048) 624-1032
千葉運輸支局 輸送課	(043) 242-7335
東京運輸支局 輸送課	(03) 3458-9233
神奈川運輸支局 輸送課	(045) 939-6801
山梨運輸支局 企画輸送課	(055) 261-0880

北陸信越運輸局 自動車交通部 旅客課	(025) 244-7579
新潟運輸支局 輸送課	(025) 285-3124
富山運輸支局 輸送課	(076) 423-6618
石川運輸支局 輸送課	(076) 291-7853
長野運輸支局 輸送課	(026) 243-4603

中部運輸局 自動車交通部 旅客第二課	(052) 952-8036
福井運輸支局 輸送課	(0776) 34-1600
岐阜運輸支局 輸送課	(058) 279-3714
静岡運輸支局 輸送課	(054) 261-2898
愛知運輸支局 輸送課	(052) 351-5312
三重運輸支局 輸送課	(059) 234-8411

近畿運輸局 自動車交通部 旅客第二課	(06) 8949-8446
滋賀運輸支局 企画輸送課	(077) 585-7253
京都運輸支局 輸送課	(075) 681-9765
大阪運輸支局 輸送課	(072) 822-8733
神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送課	(078) 453-1104
奈良運輸支局 企画輸送課	(0742) 61-7823
和歌山運輸支局 輸送課	(073) 422-2138

中国運輸局 自動車交通部 旅客第二課	(082) 228-3436
鳥取運輸支局 輸送課	(0857) 22-4110
島根運輸支局 輸送課	(0852) 37-1311
岡山運輸支局 輸送課	(088) 273-2113
広島運輸支局 輸送課	(082) 233-9167
山口運輸支局 輸送課	(083) 822-5336

四国運輸局 自動車交通部 旅客課	(087) 835-6364
徳島運輸支局 輸送課	(088) 641-4811
香川運輸支局 企画輸送課	(087) 882-1357
愛媛運輸支局 輸送課	(089) 956-1563
高知運輸支局 輸送課	(088) 866-7311

九州運輸局 自動車交通部 旅客第二課	(092) 472-2527
福岡運輸支局 輸送課	(092) 673-1191
佐賀運輸支局 企画輸送課	(0952) 30-7271
長崎運輸支局 輸送課	(095) 839-4747
熊本運輸支局 輸送課	(096) 369-3155
大分運輸支局 輸送課	(097) 558-2107
宮崎運輸支局 輸送課	(0985) 51-3952
鹿児島運輸支局 輸送課	(099) 261-9192

沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課	(098) 866-0061
沖縄陸運事務所 輸送課	(098) 877-5140

都道府県	部	課・室	通	宛	備
北海道	【福祉】保健福祉部 【通称】企画振興部	地域福祉課 交通企画室交通企画課		(011) 231-4111 内線25816 (011) 231-4111 内線23763	
青森県	企画政策部	新幹線・交通政策課		(017) 734-9152	地域交通グループ
岩手県	地域振興部	地域企画室		(019) 629-5206	交通担当
宮城県	企画部	総合交通対策課		(022) 211-2436	
秋田県	建設交通部	建設交通政策課		(018) 860-1284	
山形県	土木部	管理課 交通企画室		(023) 630-3081	
福島県	生活環境部	県民環境総務領域		(024) 521-7158	生活交通グループ
茨城県	【福祉】保健福祉部 【通称】企画部	厚生総務課 企画課		(029) 301-3129 (029) 301-2536	交通計画グループ
栃木県	【福祉】保健福祉部 【通称】企画部	高齢対策課 交通対策課		(028) 623-3037 (028) 623-2184	
群馬県	【福祉】保健福祉部 【通称】県土整備局	介護保健課 交通政策課		(027) 226-2584 (027) 226-2382	介護サービスグループ 地域交通グループ
埼玉県	【福祉】健康福祉部 【通称】総合政策部	社会福祉課 交通政策課		(048) 830-3217・3222 (048) 830-2237	地域福祉担当
千葉県	【福祉】総合企画部	交通計画課		(043) 223-2063	総合交通企画室
東京都	【福祉】福祉局生活福祉部	地域福祉推進課		(03) 5320-4045	
神奈川県	【福祉】福祉部	地域福祉推進課		(045) 210-4630	地域福祉班
神奈川県	【福祉】県土整備部	都市計画課		(045) 210-6171	交通企画班
山梨県	【福祉】福祉保健部	高齢社会課		(055) 223-1455	介護サービス振興担当
山梨県	【福祉】福祉保健部	障害福祉課		(055) 223-1461	社会参加担当
山梨県	【通称】企画部	リニア交通課		(055) 223-1865	交通企画担当
新潟県	【福祉】福祉保健部	高齢者福祉保健課		(025) 285-5511	
新潟県	【通称】総合政策部	交通政策課		(025) 285-5511	地域交通班
富山県	厚生部	高齢福祉課		(076) 444-3205	
石川県	【福祉】健康福祉部	長寿社会課		(076) 225-1417	高齢者が主のもの
石川県	【福祉】健康福祉部	障害保健福祉課		(076) 225-1426	障害者が主のもの
長野県	【通称】企画開発部	新幹線・交通政策課		(076) 225-1332	
長野県	企画局	交通政策課		(026) 235-7015	生活交通係
福岡県	【福祉】福祉環境部	高齢福祉課		(0776) 20-0332	在宅サービスグループ
福岡県	【通称】民生生活部	総合交通課		(0776) 20-0291	地域交通グループ
岐阜県	【福祉】健康福祉部	福祉政策課		(058) 272-1111 (2589)	
岐阜県	【通称】健康福祉部	福祉政策課		(058) 272-1111 (2733)	バスグループ
静岡県	企画部	政策推進総室		(054) 221-3194	交通政策室
愛知県	【福祉】健康福祉部	障害福祉課		(052) 961-2111 (3213)	在宅医療グループ
愛知県	【通称】企画振興部	地域振興課		(052) 961-2111 (2326)	山村・過疎・離島グループ
三重県	地域振興部	交通室		(059) 224-2805	
滋賀県	【福祉】健康福祉部	レイカティア推進課		(077) 528-3597	副参事
滋賀県	【通称】土木交通部	交通政策課		(077) 528-3681	主査
京都府	【通称】土木交通部	交通対策課		(075) 414-4360	企画主任
京都府	【福祉】保険福祉部	高齢化対策課介護保険室		(075) 414-4673	主事
大阪府	健康福祉部	健康福祉総務課		(06) 6944-6667	企画グループ
兵庫県					調整中
奈良県	福祉部	福祉政策課		(0742) 22-1101 (内)2812	総務調整グループ
和歌山県	福祉部計画局	総合交通政策課		(073) 441-2343	鉄道・調整班
鳥取県	企画部	交通政策課		(0875) 26-7099	
島根県	地域振興部	交通対策課		(0852) 22-6508	地域交通スタッフ
岡山県	【福祉】保健福祉部	障害福祉課		(086) 226-7343	主査
岡山県	【通称】生活環境部	交通対策課		(086) 226-7291	主査
広島県	【福祉】福祉保健部	福祉総室身体障害者福祉室 長寿社会総室介護保険指導室		(082) 513-3156 (082) 513-3208	
山口県	【通称】地域振興部	交通対策室		(082) 513-2581	生活交通グループ
徳島県	【通称】県土整備部	交通政策課		(088) 621-2128	計画調整・陸上交通担当
香川県	【福祉】保健福祉部	政策課		(088) 621-2179	政策調整担当
愛媛県	政策部	交通政策課		(087) 832-3132	
愛媛県					調整中
高知県	【福祉】健康福祉部	高齢者福祉課		(088) 823-9632	
高知県	【福祉】健康福祉部	障害福祉課		(088) 823-9634	
高知県	【通称】企画振興部	地域づくり支援課		(087) 832-3132	
高知県	【通称】企画振興部	交通政策課		(088) 823-9340	
福岡県	企画振興部	交通振興課		(092) 643-3166	
佐賀県	企画振興部	長寿社会課		(0952) 25-7374	
長崎県	【福祉】福祉保健部	長寿介護政策課 障害福祉課		(095) 822-2374	
熊本県	【通称】地域振興部	交通政策課		(096) 383-1111 (7031)	
熊本県	【福祉】健康福祉部	福祉のまちづくり課		(096) 383-1111 (3555)	都市圏・地域交通班
大分県	【通称】健康福祉部	交通対策総室		(097) 536-1111	
宮崎県	企画振興部	総合交通対策局		(0985) 26-7038	陸上交通班 主任主事
鹿児島県	【福祉】福祉保健部	総合交通課		099-286-2662 099-286-2746	
鹿児島県	【福祉】福祉保健部	保健福祉課・障害福祉課		099-286-2455	
鹿児島県	【通称】企画部	交通政策課			
沖縄県	福祉保健部	長寿社会対策室		(096) 866-2214	介護企画班
沖縄県	企画開発部	交通政策室		(098) 866-2045	地域交通班

都道府県	選挙区	選挙区名	選挙区番号	選挙区名	備考
北海道	【補選】 【選挙】	枝幸郡歌登町(16.7.21)	江別市、枝幸郡中頓別町、雨竜郡鉄冶別町		
青森県	【補選】		海沢村、北上市、江刺市、蕨沢町、川崎村、川井村、山形村、		
岩手県	【選挙】		山形村、北上市、大東町、川崎村、田野畑村、川井村、		
宮城県	【補選】 【選挙】		山形村、大野村、五山村		
秋田県			鳴瀬町		
山形県			上小阿仁村		
福島県			本宮町		
茨城県	【補選】	常陸太田市(16.9.6)「旧 里美村」	16.12. 市町村合併		
栃木県	【補選】		栃木県		
群馬県	【補選】		高崎市(16年度セダン特区)		
埼玉県	【補選】		勢多郡東村・勢多郡高保根村		
千葉県	【補選】	大網白里町(16.12.21)	東金市、佐倉市、柏市、沼南町、崎町、流山市、本埜村、		
東京都	【補選】	世田谷区(15年度特区)、練馬区(16.12.20)	品川区、中野区、杉並区、板橋区、足立区、葛飾区、		
神奈川県	【補選】	大和市(15年度特区)、横浜市(16.11.29)	江戸川区、八王子市、三軒市、府中市、調布市、町田市、		
山梨県	【補選】		小山市、日野市、多摩市、稲城市、あきるの市、瑞穂町、		
新潟県	【補選】		川崎市、横須賀三浦鎌倉地区、湘南東部地区、		
富山県	【補選】		湘南西部地区、県央地区、県北部地区、足柄湘南地区		
石川県	【補選】		(選挙区は変更済み)		
長野県	【補選】	三木村(15年度特区)、小海町(15年度特区)、 中川村(16.3.29)	上越市(17.05.設置予定)		
福島県	【補選】	中川村(16.3.29)、楳川村(17.1.20)	富山市		
栃木県	【補選】		岡谷市、長野市、茅野市、上田市、飯田市、東御市、		
群馬県	【補選】		桐代田町、板城町、本島平村、牟礼村		
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				
東京都	【補選】				
神奈川県	【補選】				
山梨県	【補選】				
新潟県	【補選】				
富山県	【補選】				
石川県	【補選】				
長野県	【補選】				
福島県	【補選】				
栃木県	【補選】				
群馬県	【補選】				
埼玉県	【補選】				
千葉県	【補選】				

運営協議会の設置要領

一窓口決定から設置までの手順（モデルケース）一

運営協議会設置の手順

事前準備
(約3～4ヶ月)

① 担当課の決定
(約1週間)

② 福祉有償運送の必要性の把握
(約1ヶ月)

③ 設置単位の検討・調整・決定
↓(約1週間～1ヶ月)

④ 協議会メンバーの選定・依頼
↓(約1～2ヶ月)

⑤ 運送主体への周知・申請誘導
(約1ヶ月)

協議会の運営
(1～2ヶ月)

⑥ 運営協議会の開催

⑦ 協議成立

⑧ 運輸支局等に対する許可申請
(運送主体が提出)

⑨ 許可

具体的な対応

① ・自治体において担当窓口を決定
・高齢者福祉部局、障害者福祉部局、交通担当部局で相談
・併せて支援部局の決定

② ・要介護者等及び身体障害者等の移動制約者の状況やニーズの把握
・移送サービス実施団体への声かけ、許可申請団体の把握。必要に応じ申請予定団体に對する事前ヒアリングを実施
・タクシー等による福祉・介護輸送の実態把握（既存のデータの有効活用や運輸支局等との連携が望ましい）

③ ・単独市町村かブロック単位か等の検討
・関係市町村や都道府県と協議

④ ・構成員の選定に際しては、運輸支局等とも相談して頂ければ協力可能。

⑤ ・自治体広報媒体等による周知・申請誘導
・説明会の開催

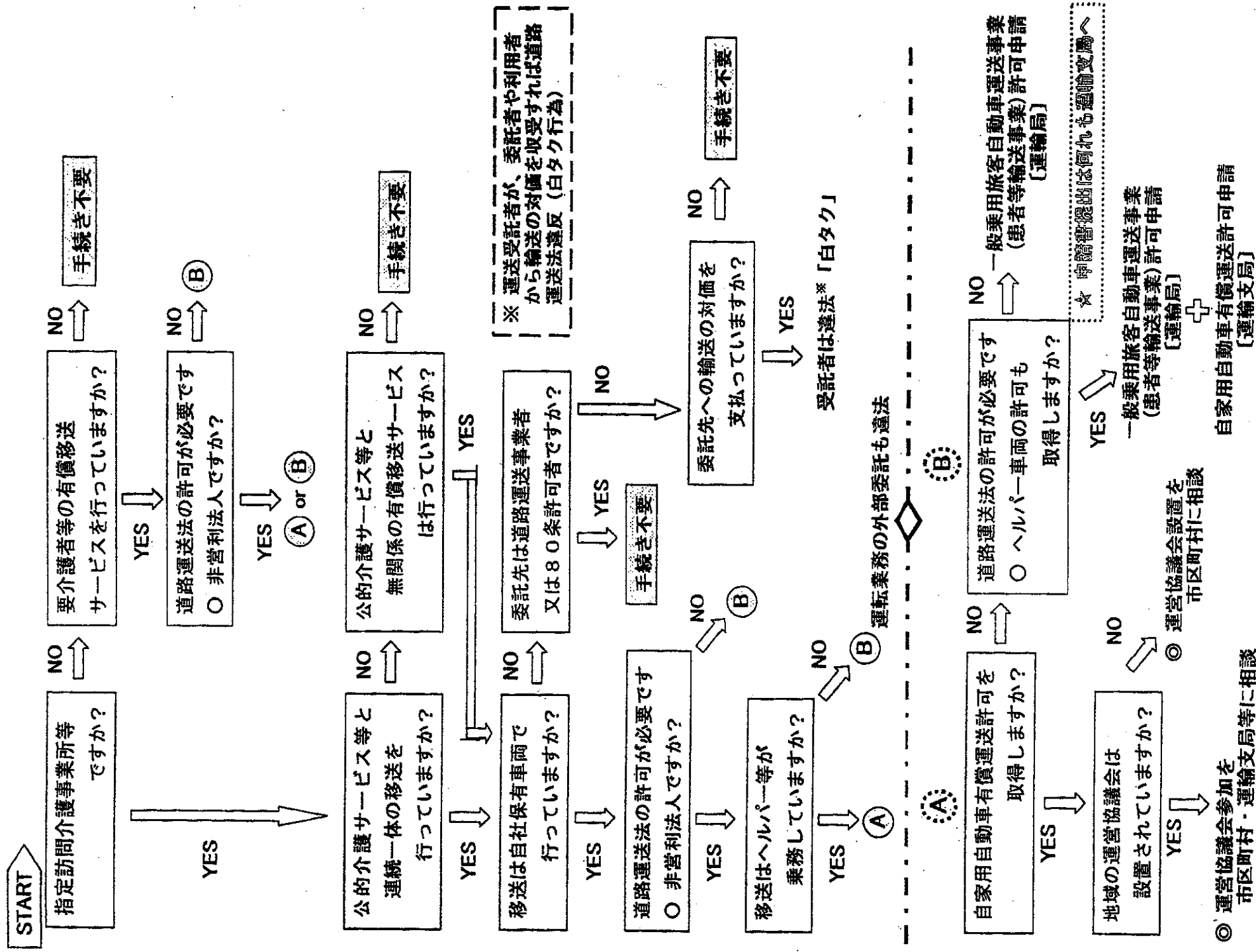
⑥ ・開催回数（1回～数回 ※協議会毎に異なる）
・主宰自治体より、福祉有償運送の必要性を説明

⑦ ・協議成立後、市町村等からボランティア団体等に対する協力依頼（推薦状等でも可）を发出

（・申請後速やかに許可。概ね2週間程度）

重点指導期間

—



運営協議会の設置要領

一窓口決定から設置までの手順（モデルケース）一

運営協議会設置の手順

事前準備
(約3～4ヶ月)

① 担当課の決定
(約1週間)

② 福祉有償運送の必要性の把握
(約1ヶ月)

③ 設置単位の検討・調整・決定
↓(約1週間～1ヶ月)

④ 協議会メンバーの選定・依頼
↓(約1～2ヶ月)

⑤ 運送主体への周知・申請誘導
(約1ヶ月)

協議会の運営
(1～2ヶ月)

⑥ 運営協議会の開催

⑦ 協議成立

⑧ 運輸支局等に対する許可申請
(運送主体が提出)

⑨ 許可

具体的な対応

① 自治体において担当窓口を決定
・高齢者福祉部局、障害者福祉部局、交通担当部局で相談
・併せて支援部局の決定

② 要介護者等及び身体障害者等の移動制約者の状況やニーズの把握
・移送サービス実施団体への声かけ。許可申請団体の把握。必要に応じ申請予定団体に對する事前ヒアリングを実施
・タクシー等による福祉・介護輸送の実態把握(既存のデータの有効活用や運輸支局等との連携が望ましい)

③ 単独市町村がブロック単位か等の検討
・関係市町村や都道府県と協議

④ 構成員の選定に際しては、運輸支局等とも相談して頂ければ協力可能。

⑤ 自治体広報媒体等による周知・申請誘導
・説明会の開催

⑥ 開催回数(1回～数回 ※協議会毎に異なる)
・主宰自治体より、福祉有償運送の必要性を説明

⑦ 協議成立後、市町村等からポテンティア団体等に対する協力依頼(推薦状等でも可)を发出

(・申請後速やかに許可。概ね2週間程度)

重点指導期間